

総務市民委員会 会議録

日 時 令和7年3月14日（金曜日）
午前10時開会 午後3時50分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

(1) 議案の審査

議案第8号 土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正について

議案第9号 土浦市職員の分限に関する条例の一部改正について

議案第10号 土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第11号 土浦市職員の旅費に関する条例等の一部改正について

議案第14号 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び土浦市手数料条例の一部改正について

議案第20号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第21号 土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第38号 土浦市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

議案第39号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

(2) その他の報告事項

- ・土浦市税条例の一部改正（案）について
- ・総務市民委員会所管の計画策定について
- ・今後の一般廃棄物処理施設（清掃センター及び一般廃棄物最終処分場）整備に係る基本方針の整理について（案）

(3) 各種委員会等委員の選出について

- ・土浦市産業文化事業団理事 1名
- ・土浦市防災会議委員 2名
- ・土浦市廃棄物減量等推進審議会委員 1名

4 閉 会

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	滝田	賢治
委員	古沢	喜幸
委員	篠塚	昌毅
委員	小坂	博
委員	目黒	英一
委員	菅井	歩美
委員	柳澤	健二

説明のため出席した者（30名）

市長公室長	山口	正通
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	水田	和広
消防長	檜山	保明
議会事務局長	櫻井	良哉
消防次長	堀本	良博
秘書課長	浅川	邦子
政策企画課長	佐々木	啓
行政経営課長	天貝	健一
D X 推進課長	土田	俊紀
財政課長	瀬古澤	時人
広報広聴課長	富田	知伸
総務課長	細野	賢司
防災危機管理課長	大橋	博
人事課長	塚本	浩幸
管財課長	皆藤	秀宏
課税課長	田中	裕之
納税課長	北島	康雄
市民活動課長	大貫	三千夫
人権推進課長	福原	守
生活安全課長	中山	悟
市民課長	菊田	宏巳
環境保全課長	日高	寿志
環境衛生課長	羽成	健之
消防総務課長	持丸	恒次

予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀越 一良
議会事務局次長	元川 宏
監査委員事務局長	藤井 徹
会計管理者	佐野 善則

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○**奥谷委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。早速、協議事項1議案の審査に入ります。サイドブックスは総務市民委員会、令和7年3月14日開催のフォルダを御準備ください。それでは、議案第8号土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**天貝行政経営課長** それでは、資料の1をお開き願います。議案第8号土浦市行政組織条例及び公告式条例の一部改正につきまして、1番の理由それから2番の概要をまとめて御説明をさせていただきたいと思っております。公共施設の再編により上大津支所が機能を限定して上大津公民館内に移転することから、ほかの全ての機能を有します支所と区別するため、行政組織条例に規定されている上大津支所を上大津出張所へ名称変更するとともに、住所を変更するというものです。また、神立出張所はほかの支所と機能が同じであることから、神立支所と名称を改めるものです。それから、公告式条例の改正につきましては、条例等を公布する際には、公告式条例に基づき掲示場に掲示するということになってございます。掲示場は当該条例で本庁のほか、各支所に設置することと規定されており、上大津支所が出張所に、逆に神立出張所が支所になることから、掲示場の場所を神立支所掲示場に変更するものです。施行日は上大津出張所の開所日に合わせまして5月7日とするものです。説明は以上です。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、質問もないようですので、採決に移ります。議案第8号土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり決しました。つぎに、議案第9号土浦市職員の分限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**塚本(浩)人事課長** 人事課でございます。それでは、資料2を御覧ください。議案第9号土浦市職員の分限に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。1番、一部改正の理由でございますが、条件付採用職員は地方公務員法第29条の2第1項の規定に基づき、降任、免職等の分限処分が適用されないこととなっておりますが、分限処分に関し、条例で必要な事項を定めることができるとされているところでございます。また、国家公務員においても、人事院規則において、条件付採用期間中の職員の特例が定められております。このため、本市においても条件付採用期間中の職員の任命について、条例で定めるものでございます。2番、主な改正の内容でございますが、土浦市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に、条件付採用職員について、降任や免職することができる規定を加えるものでございます。具体的には、記載のとおり、片仮名のアからエまで職制や定数の改廃または予算の減少により廃職又は過員が生じた場合や、勤務実績が良くないと認められる場合や、心身に故障がある場合、さらにその他、客観的事実に基づいて、その職に引き続き任用していくことが適当でない場合の四つの場合

といたします。あわせて、その他の文言の整理をいたします。3番、施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。2ページにつきましては、改正案文、資料2の別添につきましては、新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 条件付採用職員っていうのは、どういうことなんですか。

○塚本（浩）人事課長 条件付採用職員につきましては、任用を採用して半年間、条件付採用ということで、試用期間ということになってございます。半年後、勤務成績が良好に勤務した場合には、正式採用という段取りになるところでございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので、採決に移ります。議案第9号土浦市職員の分限に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり決しました。つぎに、議案第10号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○塚本（浩）人事課長 人事課でございます。資料3を御覧ください。それでは、議案第10号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。1番、一部改正の理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、男女ともに仕事と育児・介護の両立ができるように、国家公務員に準じ、子を養育する職員の時間外勤務の免除の見直し、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うものです。2番、主な改正内容でございますが、記載のとおり、(1)は、子を養育する職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するもの、また、(2)は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等として、アからウまで、周知や面談、情報提供、さらに研修や相談体制の整備等を定めるものです。その他(3)として、人事院規則との齟齬を修正いたします。3番、施行期日につきましては、令和7年4月1日です。2ページ以降は、改正案文、また、資料3別添は、新旧対照表です。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第10号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり決しました。つぎに、議案第11号土浦市職員の旅費に関する条例等の一部改正についてを議題とい

たします。執行部より説明願います。

○塚本（浩）人事課長 人事課でございます。資料4を御覧ください。それでは、議案第11号土浦市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。1番、一部改正の理由でございますが、昨年5月に国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正、そして同年9月に同施行令が制定されたことに伴い、国家公務員に準じた市職員等の旅費の額や支給手続を見直すため、土浦市職員の旅費に関する条例、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、土浦市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例、土浦市証人等の実費弁償に関する条例を一括して改正するものです。2番、主な改正内容でございますが、(1)旅費のうち、交通費の鉄道賃につきましては、急行料金支給に係る距離制限の廃止や、現行の車賃をその他の交通費と改称し、これまでキロ当たり37円の定額で支給していたものを、実費支給とするものです。つぎに、宿泊費等ですが、現行の宿泊料は宿泊費に変更し、定額方式から都道府県ごとに上限が設定された、実費支給方法式に変更いたします。また、新たに包括宿泊費を設け、交通費と宿泊費がセットになったパック旅行の代金の支給も可能といたします。次のページをお願いします。現行の日当につきましては廃止し、宿泊を伴う出張のみ、定額の宿泊手当を支給することといたします。その他といたしまして、本市での支給実績はございませんが、記載の費用、手当について、国家公務員に準じた見直しを行います。つぎに、(2)の旅費の上限額についてですが、表に記載のとおり、鉄道賃、船賃、航空賃について国内外ごとに定める上限額か、現に支払った金額のいずれか少ない額を旅費として支給するもので、それぞれの交通手段により、規定いたします。次のページをお願いいたします。つぎに、イ宿泊費等の上限です。宿泊費については、国内の場合は都道府県毎に、国外においては、国・地域ごとに上限額が定められ、上限額と現に支払った宿泊費のいずれか少ない額が支給されることとなります。一方、宿泊手当につきましては、国内は一律で、一夜につき2,400円となりますが、宿泊費に朝食や夕食が含まれる場合には、それぞれ3分の1が減額となります。外国の場合は、国ごとに違いが生じ、朝食や夕食が含まれる場合には、国内と同様にそれぞれ3分の1が減額となるものです。なお、これらの旅費につきましては、定められた上限額の範囲内で、最も経済的な通常の経路又は方法により計算した実費が支給されることとなります。また、交通費と宿泊費につきましては、一般職、議員、そして特別職は、それぞれの条例で定めるため、表に記載のとおり、一般職とは違いが生じております。その他、(3)国家公務員に準じた旅費の支給手続き等の見直しとして、記載のとおり、アからウの規定を設けます。3番、施行期日につきましては、令和7年4月1日です。4ページ以降は改正案文、そして資料4別添は、新旧対照表でございます。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第11号土浦市職員の旅費に関する条例等の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませ

んか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり決しました。つぎに、議案第14号土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び土浦市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**日高環境保全課長** 環境保全課でございます。よろしくお願いいたします。資料5をお願いいたします。議案第14号土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び土浦市手数料条例の一部改正について、御説明いたします。1の改正の理由でございますが、県において、令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法を令和7年4月から運用開始することに伴い、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が改正されました。それに併せて、県残土条例に準拠する土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例についても所要の改正を行うものです。また、市残土条例に基づき土地の埋立て等を行おうとする者は、土浦市手数料条例に基づき手数料を納めなければならないとしていることから、市残土条例の改正と併せて、手数料条例別表第2(第2条関係)に規定する土地の埋立て等許可申請手数料の一部を改正するものです。2の改正内容でございますが、まず、市残土条例につきましては、県残土条例の許可対象面積上限の引下げに合わせ、許可対象面積上限を引き下げるもので、県残土条例の許可対象面積上限が、5,000㎡以上から3,000㎡超に引き下げられることから、市残土条例の許可対象面積上限が、5,000㎡未満から3,000㎡以下になるものです。また、盛土規制法と規制内容の重複する部分等を整理いたします。つぎに、手数料条例につきましては、市残土条例の許可対象面積上限の引下げに合わせ、手数料条例別表第2の区分の文言を一部修正及び区分を一部削除するもので、「1,000㎡以上3,000㎡未満」を「1,000㎡以上3,000㎡以下」に修正し、「3,000㎡以上5,000㎡未満」の区分を削除いたします。3の施行日でございますが、県残土条例の施行日と合わせて、令和7年4月1日からいたします。2ページから4ページが条例案文となっております。また、資料5別添①が新旧対照表となっております。つづきまして、資料5別添②をお願いいたします。こちら関連がございますので、土砂等による土地の埋立て等に係る不適正事案について、御説明いたします。なお、こちらにつきましては、事前委員会において、篠塚委員より依頼のあった資料となります。令和元年度以降の不適正事案の発生件数は33件で、そのうち、処理済のものは21件、継続中のものは12件でございます。概要としましては、無許可搬入が最も多く11件、次いでゲリラ投棄10件、許可をしていない発生元からの土砂搬入4件となっております。また、今年度は、今のところ9件と昨年度よりも多い状況でございます。今後、パトロールを強化するなど、不適正事案発生件数ゼロを目指すとともに、継続中の案件につきましても、早期に終結できるよう撤去等に向けた指導を継続的に行ってまいります。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**篠塚委員** 定期的にパトロールされていくということなんですが、許可申請がされて

いない土地に、もし、そういうダンプカーがあったら、それは違法性があるという、それも含めてパトロールしていくんでしょうか。

○日高環境保全課長 はい、そのとおりでございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、採決に移ります。議案第14号土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり決しました。つぎに、議案第20号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○堀越警防救急課長 警防救急課です。土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明させていただきます。資料6をお願いいたします。資料の1、改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、扶養手当支給額が改定されたことを受け、本条例が準拠する政令も改正されたことから、本条例で定められている消防団員が災害等でけがをした際、その損害補償の金額を算定するときに用いる基礎となる金額の改正を行うものでございます。改正概要につきましては、2(1)の表を御覧ください。この表は、階級ごと、勤務年数ごとに定められた基礎額で、表に記載のとおり、それぞれ300円から600円程度増額改正するものでございます。つぎに(2)についてですが、消防団員以外の消防作業従事者、いわゆる民間の協力者の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる改正を行うものでございます。つぎに、(3)の表を御覧ください。この表は加算額の表となります。扶養手当支給額が改定されたことから、扶養に係る補償基礎額の加算額についても見直され、表の第1号の区分の配偶者につきましては、217円から100円に引き下げて、第2号の区分、22歳を迎えるまでの子につきましては、333円から383円に引き上げるものでございます。第3号から第6号に関しましては、現行とおりでございます。なお、配偶者の加算額は117円の減額となっておりますが、基礎額全体が300円から600円、増額されておりますので、減額になるものは無く、不利益になることはございません。つぎに、(4)の第5条4項関係につきましては、文言の改正となり「特定期間」としていたものを「当該期間」とする改正も行うものです。4の施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての御説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので、採決に移ります。議案第20号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案とおりました。つぎに、議案第21号土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**堀越警防救急課長** 警防救急課です。土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。資料7をお願いいたします。まず、資料の1の改正理由につきましては、消防団員の処遇を改善するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、消防団員退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分が追加されましたので、本市においても同様の改正をするものです。2の改正の概要につきましては、(1)の別表関係のとおり、30年以上を細分化し、35年以上の区分を追加するものでございます。(2)の改正につきましては、(1)の別表の階級等の上から3段目に記載されている本市独自の「本部員」という役職があり、今回の改正に併せ「又は役職」の文言を加え、「本部員」を役職として取り扱う改正を行うものでございます。3の施行日につきましては、令和7年4月1日とし、適用期日につきましては、令和7年4月1日以降に退職した基本団員について適用いたします。4のその他についてですが、「本部員」に関しましては、土浦市消防団独自の役職になり、国が示す別表には記載がないため、ほかの階級と同等の金額を加算したものを、35年以上の退職報償金の支給額としております。土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御説明は、以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、質問もないようですので、採決に移ります。議案第21号土浦市消防団員に係る退職補償金の支給に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案どおり決しました。つぎに、議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**細野総務課長** 総務課です。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明いたします。資料8をお開き願います。2ページ以降は条例の案文になりますが、説明は1ページでさせていただきます。最初に、1番の条例制定の趣旨でございますが、令和4年6月に公布されました刑法等の一部を改正する法律におきまして、刑罰規定である懲役と禁錮が、拘禁刑に単一化されたことに伴いまして、本市条例中の罰則に定められている用語を改正するものでございます。2番の概要でございます。条例の中で、「懲役」「禁錮」の用語を使用している条例が7件ございますので、それぞれ「拘禁刑」に改正いたします。改正の方法としては、一つの整理条例にまとめて制定いたします。対象となる条例は、3番に記載のとおりでございます。1番から3番までの条例が人の資格、欠格事項で禁錮を規定し、4番以降が、罰則

で懲役を規定しております。4番施行期日は、法律の施行日と同日である、令和7年6月1日となります。なお、刑罰に関しての条例改正でありますので、水戸地方検察庁から問題がないという回答をいただいていることを御報告いたします。説明は、以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、質問もないようですので、採決に移ります。議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案どおり決しました。つぎに、議案第38号土浦市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**菊田市民課長** 資料9をお願いします。1番の概要ですが、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づいて、平成22年11月1日から市内3か所の郵便局において、各種証明書の発行業務を実施してきました。これらの業務については、郵便局での証明書発行件数の減、マイナンバーカードの利用によるコンビニ交付の開始及び利用件数の増、郵便局における発行経費の増などから、今後は終了することとし、これに伴い、平成22年の運用開始時の市の特定の事務を取り扱う郵便局としての指定を令和7年3月31日をもって取り消すため、法律に基づき、議会の議決を求めるものです。2番の指定を取り消す郵便局は、山ノ荘郵便局、土浦穴塚郵便局、土浦中村郵便局です。3番の運用終了予定日は、令和7年3月31日です。4番の経緯につきましては、3月上旬号の広報紙及び市ホームページで周知を行っておりまして、今回議決をいただければ、3月末日で運用を終了いたします。説明は以上です。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、質問もないようですので、採決に移ります。議案第38号土浦市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについては、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案どおり決しました。つぎに、議案第39号茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**堀越警防救急課長** 警防救急課です。茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、御説明させていただきます。資料10をお願いいたします。資料の1と2の一部変更理由と内容につきましては、日立市消防本部と稲敷広域消防本部が運営協議

会へ加入する事により、構成団体が増加し、変更が生じることから、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約第2条を変更するものでございます。この規約変更につきましては、構成団体の議会の議決を受けなければならないという地方自治法251条の2の2第3項で定められていることから、議案を提出いたしました。3の施行期日につきましては、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行するものです。4の施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についての御説明は、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 確認なのですが、阿見町と隣接している南部地区のほうなんですけれども、今まで稲敷、向こうは稲敷広域になっていたんですけど。今度、一緒になった場合は、緊急通報してもスムーズに駆けつけてくれるという状態になるということでしょうかね。

○堀越警防救急課長 令和7年度に協議会のほうに入りますが、運用開始されるのは令和10年度以降になりますので、来年度以降はスムーズにはいかない状況で、令和7年度から9年度までは今までどおり電話を介して稲敷広域のほうに連絡して、また、稲敷から土浦のほうに連絡があって救急対応するような形となっております。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので、採決に移ります。議案第39号茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案どおり決しました。ここで委員会を休憩とし、分科会の審査を行います。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午後3時)

○奥谷委員長 総務市民委員会を再開いたします。それでは、協議事項(2)その他の報告事項に移ります。サイドボックスは総務市民委員会フォルダにお戻りいただいて、資料11土浦市税条例の一部改正(案)について説明をお願いいたします。

○田中課税課長 課税課でございます。土浦市税条例の一部改正(案)について、説明させていただきます。1の改正の理由としましては、令和7年度の税制大綱を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律案が、令和7年3月末に成立し、公布される予定となっております。それに伴い、土浦市税条例においても令和7年4月1日から施行が必要となった条項について、改正を行うものでございます。なお、例年、地方税法等の一部を改正する法律の公布は3月末となるため、3月議会の定例会に間に合わないことから、

専決処分にて制定しております。今回の改正につきましても、例年同様に公布が3月末となることから、専決処分をさせていただきますことの御了承をお願いするものでございます。2の主な改正内容としましては、(1)として二輪車の車両区分の見直し(軽自動車税種別割)でございます。現行の50cc原付バイクは、令和7年11月に大気環境保護と国際基準調和の観点から、新たな排ガス規制への適合が困難であることなどの理由により、今後の生産・販売の継続が困難になります。したがって、令和7年11月以降に製作される総排気量125cc以下で最高出力4.0kw以下の50cc相当に制御したバイク、こちらを新基準原付バイクと言います、この新基準原付バイクに係る軽自動車税の種別割の税率を、現在の50cc原付バイクと同額の年額2,000円とするものでございます。つづきまして、(2)の長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の申告手続きの見直し等でございます。マンションの管理組合の管理者などから市町村に必要書類等の提出があり、固定資産税の減額措置の要件に該当すると認められるときは、現行では当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出が必要でした。今回の改正では、区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用することができるようにするものです。アの適用期限につきましては、現行の期限の令和7年3月31日から2年間延長し、令和9年3月31日とするものです。イの特例率(わがまち特例)については、現行に引き続き、国の参酌と同じ3分の1の減額といたします。現行においても、国の参酌と同じ3分の1特例率を適用しています。なお、現在、国会で審議されております年収の壁関係のもので、個人住民税の控除等の見直しなどにつきましては、施行日がまだ先でございますので、改めて令和7年6月議会以降に議案として上程いたします。3の施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。4の専決処分による条例改正後の対応につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月末に公布後、令和7年4月1日付けで施行する市税条例の一部については、3月末に専決処分改正いたします。改正した内容については、令和7年6月議会において、改めて報告するものでございます。施行期日が令和7年4月1日より後に到来するものにつきましては、先ほど説明しましたとおり、議案として次回以降の議会に上程してまいります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**目黒委員** 二輪車の車両区分の所なんですけど、こちらの125cc以下で出力50cc相当のバイクを運転できる免許の区分というのは、どういうふうになりますでしょうか。

○**田中課税課長** 免許は、原付バイクの免許で可能でございます。ナンバーは白ナンバーということでございます。

○**目黒委員** 現行の50cc原付バイクは、今年の11月から適合が困難ということになりますが、現在、私も所有しているんですけど、今後はどういうふうな扱いになりますでしょうか。

○**田中課税課長** 新たに現在の50ccのバイクを製造するのが難しくなるということ

で、所有しているバイクについては、引き続き登録して、税金も4月1日現在の週でいくと、そういった流れになります。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料12総務市民委員会所管の計画策定について、説明をお願いいたします。

○佐々木政策企画課長 本年度の総務市民委員会所管で策定した計画につきまして、御説明をさせていただきます。資料12を御覧いただきまして、第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略のほか、3件となっております。それぞれの計画につきましては、タブレットのその他資料へアップいたしましたので、後程御覧いただければと存じます。以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料13今後の一般廃棄物処理施設清掃センター及び一般廃棄物最終処分場整備に係る基本方針の整理について(案)、こちらの説明をお願いいたします。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。サイドブックス資料の13今後の一般廃棄物処理施設清掃センター及び一般廃棄物最終処分場整備に係る基本方針の整理について(案)、こちらを御覧いただきたいと存じます。清掃センターと最終処分場に関しましては、以前の委員会時に安定的なごみ処理の継続に向けて、新たな施設整備なども視野に入れながら、早期の検討を行う必要があると御指摘をいただいたところでございます。これまで、検討に向けた基礎データの整理やケースの検討などを行い、今後の議論の材料となる基本方針を整理してまいりましたが、今般、その内容を取りまとめましたので、委員会のほうへ概要を御報告させていただきたいと存じます。また、先の事前委員会におきまして古沢委員より資源物の排出状況のお尋ねがございましたので、本報告資料の中で併せて御説明させていただきたいと存じます。まず、1ページのほうでございます。1番の検討の経緯でございますが、近年、廃棄物処理事業を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、循環型社会の形成、低炭素社会の構築に向けた対応、こちらが大変重要となっており、本市ではごみ処理基本計画に基づきまして、市民、事業者とともに資源物の分別収集などを積極的に取り組んでおりまして、着実に減量化、資源化が進んでいるところでございます。一方でごみの処理施設につきましては、清掃センターは経過年数に伴いまして、設備の老朽化が進行しており、最終処分場のほうも埋立て残余容量は逼迫してございますので、持続可能な処理体制維持のために、延命化や再整備など計画的な施設更新を実施する必要があると存じます。そのための整備に関する基本的な考え方や、整備の方向性ケースを整理するものでございます。2番目の施設の現状ということで、こちらは清掃センター、最終処分場それぞれの施設概要でございます。清掃センターは、平成4年3月の竣工後、一部設備の大規模改修工事を重ねてまいりましたが、昨年度からは、それら工事の実施対象外でございました主要設備の更新工事を

行いまして、延命化を図ってございます。また、2ページになりますが、最終処分場のほうは平成12年3月に供用開始し、現在は上流部分において埋立てを継続しておりますが、令和4年度からは焼却灰を外部の民間リサイクル施設に搬出することで、施設の負荷軽減を図っているところでございます。次の3ページはごみや資源物の処理のフロー図でございます。図のほう、ちょっと見づらくて恐縮でございますが、本市は同人口規模の自治体の中でもかなり細かな分別を行っておりまして、処理の全体的な流れがこちらでお分かりいただけるかと思えます。清掃センターにつきましては、大きめの赤枠で囲った所になりますが、中間処理施設としまして、基本的に燃やせるごみ、燃やせないごみ、そして粗大ごみが搬入されてまいります。そして、焼却処理などの後に発生いたします焼却残渣、不燃残渣につきましては、右側の小さい赤枠で囲ったところを最終処分場のほうへの埋立て処分あるいは再資源化事業者にて資源化される流れとなっております。また、その他の資源物、集団収集ごみにつきましては、種類ごとに再資源化業者によって資源化されております。4ページのほうがごみの排出状況等となります。こちらの表では、ごみの排出実績と焼却、不燃残渣の最終処分実績などの推移を記載してございます。本市のごみ排出量は近年収集人口が増加してきている中で、家庭系ごみ、事業系ごみ共に減少傾向が続いており、令和5年度の総排出量、こちらは平成30年度の約87%まで減少しておりますことから、市民の皆様には減量化意識のほうが進透しているものと捉えてございます。古沢委員からございました資源ごみの状況でございますが、内訳につきましては、可燃物集積所に毎週出すこともできます生ごみ、容器包装プラスチックと、資源の集積所のほうで月2回の回収を行います6種類の資源物、缶、びん、ペットボトル、紙類、そして古布、乾電池などがございます。こちらの表のその他のほうでは古布、乾電池に子供会の廃品回収物、それから拠点回収の小型家電などを加えてまとめて記載してございます。こちら排出量は減少をしておりますが、資源ごみの減少要因につきましては、主に子供会の廃品回収物減少によるものでありまして、これを除きますと、家庭ごみの資源化率はほぼ横ばいとなっております。まだ燃やせるごみの中には製品プラスチックなどの資源物が含まれております。また、燃やせないごみ、粗大ごみなどでも更なる資源化推進が図れるものと考えております。そして表の下段でございます最終処分量、こちらは焼却処理などの後に発生する焼却残渣、不燃残渣であります。清掃センターでは、先ほども申し上げましたが、焼却の運転調整などを行いながら、焼却残渣の発生抑制に努めておりまして、若干の増減はございますが、緩やかに減少傾向を示してございます。また、令和4年度からは民間リサイクル施設において外部委託を開始しておりまして、令和5年度の焼却灰埋立量が大きく減少しております。さらに、本年度、令和6年度はこの資源化量を増やしてございまして、現時点では約3,600トンが資源化をされまして、今年度の処分場への焼却灰埋立量をこちらは約800トン程度まで減少する見込みでございます。つぎに、5ページ、6ページが対応すべき課題と今後の整備に対する基本的な考え方を整理したものでございます。課題のほうは大きく3点、1点目は循環型社会の形成、低炭素社会の構築に向けた対応ということで、資源化を優先しながら処理はいたしますが、資源化が困難なごみにつきましては、

焼却処理による熱回収を行っていく資源循環型の処理体制の構築など、また、2点目施設の老朽化等への対応では、稼働率の低下や整備工事の回数増加などを招くことのないよう、再整備サイクルを設定することなど、また、最終処分場につきましては、将来的な再整備等について、地元自治会との検討が必要な時期に来ていること。そして、3点目でございますが、処理体制の広域化のほうでは、こちらは国の交付金の補助要件として必須となりますごみ処理の広域化施設の集約化の検討につきまして、茨城県の計画に示されておりますつくば市との検討を急ぎ進めることなどが課題となるものでございます。6ページのほうは課題を踏まえました整備に対する基本的な考え方となりまして、清掃センターのあり方のほうでは五つ、①の確実な焼却処理や安全性安定性を重視しながら定期的に建替えを行うこと。ここから⑤の施設の稼働後は約40年の再整備サイクルとすること、また、最終処分場のあり方のほうでは、自区内処理の原則のもと、市が将来にわたり責任を持って適切な処分を行うこと。そして最後の③の既に埋め立てられております廃棄物の処分場再生事業や全量外部委託、こういったものなど様々な手法を検討した上での施設利用といった記載の事項を基本的な考え方といたしました。7ページからが施設整備の方向性の検討となっております。まず、(1)の整備手法の方向性ケース設定でございますが、整備手法につきましては、こちらの表にございます四つの案のAの延命案からB新設案、C広域化案、そしてDの委託案が清掃センター、最終処分場それぞれで考えられるところでございます。このまま全ての組合せを検討するにはパターンの16通りと非常に多くなりますことから、まず各手法のメリット、デメリット等を考慮しました優先順位をそれぞれ決定し、ケースの絞込みを行うことといたしました。8ページがその絞込みに当たっての評価項目と評価の基準でございまして、9ページ、10ページがそれぞれの比較検討結果、11ページは方向性ケースの組合せ結果となっております。評価項目にございます四つの視点から各項目の採点を行いまして、12点以上となりました6ケースの組合せを一次スクリーニング通過案といたしました。この一次スクリーニング通過案は、さらに整備に向けたより具体的な課題、整備用地の確保とごみ及び処理残渣の運搬、こちらの2項目に加えまして、県内の単独整備、広域整備、処理委託の組合せ採用事例を含めました3項目について12ページのとおり評価を行っております。そして、比較検討の結果は13ページのように、①の清掃センターの新設案と最終処分場の拡張案、③の清掃センター新設案に最終処分の委託案、そして、⑥の清掃センター広域化案に最終処分委託案とこの3ケースの組合せが合理性、実現性の面から優位性が高い、最終的に採用可能な案という判定となっております。そして、この組合せケース3案につきましては、将来予測などの諸条件の試算を行いまして、それぞれ想定される施設規模からケースごとの概算事業費を算出し、経済性の比較を行っております。概算事業費は施設の建設費及び計画調査等にかかる費用、インシヤルコストとしまして、また、供用開始後20年間の維持管理費のほうをランニングコストとして算出しております。そして、それらの合計のほうを20年間のライフサイクルコストといたしまして、比較を行ったものでございます。ただし、今回算出した概算事業費のほうはあくまで過去の実績調査結果に基づきましての概算の結果でござい

ます。将来的な物価変動の影響のほうは考慮してございません。また、交付金活用の有無などについても未反映でございますので、今後具体的な計画調査を進める中で、詳細な設計条件などを今一度整理、検討しまして、精査を重ねる必要があるかと思えます。最後に14ページから16ページがそれぞれのケースにおける事業スケジュール案となっております。こちらでは、新設工事期間などを類似規模の施設におけるほかの都市事例こちらをもとに設定したものでございまして、それぞれ基本的な工程や考え方については同様となっております。こちらスケジュール（案）のほうでは、それぞれの再整備につきまして、令和19年度からの供用開始を目標といたしましたが、広域化に関する協議、それから用地の選定及び確保、地域住民との調整や合意形成等の期間など、こういったものを考慮しました場合、時間的に十分な猶予があるとはまだ言い難いところでございますので、今後、目標年次に向けまして適切な進行管理に努めながら、作業を進めてまいりたいと存じます。説明のほうは以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 ちょっと理解できませんが、スケジュール案1、清掃センター新設と最終処分場の拡張とありますけれども、これは令和8年度から用地の選定に入るというふうになっておりますが、これは新しく作るということを前提としたものですね。

○羽成環境衛生課長 こちらにつきましては、清掃センターを新設する場合ということで仮定をしております。現在清掃センターにつきましては、最終年度のほうを前回の基幹改良工事の際に、令和18年度まで使用ということで予定をしております。運転をしているところでございます。最終年度となります令和18年度から逆算していった場合に、新設するにはこのぐらいにスタートしなければ間に合わなくなるであろうということで、スケジュールのほうを設定したものでございます。

○古沢委員 ということは、先ほど三つの案があると言いましたが、清掃センターを新設するという二つが新設になっていましたよね。そうすると、もうこれはほぼ令和8年から用地先行取得が始まるということで理解していいんですか。

○羽成環境衛生課長 こちらの清掃センターにつきましては、まず一番最後の案でございますが、まずは広域化というところ、こちらのほうをまず考えていかなければならないようなことがございます。茨城県の計画のほうでは、ブロックといたしまして、お隣のつくば市さんと一緒に広域化施設の集約化の検討をすべきであるということが計画に示されてございます。まず、つくば市さんと、そういった事前に今後協議を一緒に進められるかどうか勉強のほうをさせていただきまして、仮にお互い単独で整備をしたほうが良いという場合には、この案1、それから案2のスケジュール案になろうかと考えてございます。

○古沢委員 13ページのケース⑥で、清掃センターの建設費が広域化では198億円になっておりますが、これは土浦市とつくば市がもし仮定して一緒に使えるようになる場合に198億円で済むということなんでしょうか。

○羽成環境衛生課長 現時点において、つくば市さんの今後の処理予測、それから土浦市の処理の予測、それに基づいての仮の施設規模ということで算定した場合に、この金

額になってございます。当然、今後の人口の推移でございませうとか、ごみの排出状況の推移、これによって施設規模が変わってまいりますので、また、建設費につきましては先ほど申し上げました過去の実績等に基づくものでございます。当然今の物価高騰の煽りを受けまして、価格のほうもかなり変わってくるものと思っております。以上でございます。

○古沢委員 これは198億円というのは、土浦市の負担分を意味しているんですか。

○羽成環境衛生課長 こちらはつくば市との広域化を想定しまして、人口按分で土浦市の負担分のみを掲載しているところでございます。

○古沢委員 そうしたらさ、建設費は土浦市の負担分、独自の場合の方が182億になっておりますからね、こちらのほうが安上がりだということなのではないですか。

○羽成環境衛生課長 そのような経済比較になるうかと、現時点ではなるうかと思いません。ただ、先ほど申し上げましたように、詳細な部分、こちらが決まらぬと詳しい金額のほうも算出できませんので、そちらについては今後精査してまいらねばならないと思っております。

○篠塚委員 とにかく、計画からいうと、令和7年度中に方向性を生み出さなくてはならないということなので、随時委員会ではどういう方向になっているか、報告をしてください。それでやっていかぬと間に合わぬということでしょうから、ごみの減量ももちろんですけども、清掃センターの建替えでの大きな事業だと思っておりますので、随時報告をお願いいたします。

○羽成環境衛生課長 清掃センターにつきましては、施設の老朽化が特に深刻でございまして、ただ今も工事のほうをやらせていただいているものでございます。また、時間的猶予も大分ない状況でございませうが、再整備に向けまして、理解の醸成というのは非常に重要となつてまいらうかと思いません。皆さんに周知を図りながら、早期に整備の基本構想の策定に着手できるようにしてまいりたいと思いません。また、現地のほうも状況確認などいただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○奥谷委員長 ほかにございませうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 今日はその議論のスタートというか、案を提示していただいたということによろしいですかね。

○羽成環境衛生課長 そのとおりでございませう。

○篠塚委員 委員会は当然ですが、特別委員会とか準備委員会、ほかの委員会とかそういうのも作つていかぬと多分進んでいかぬことだと思っておりますので、そういうものも含めて御報告をお願いします。

○奥谷委員長 それでは、そのような形で随時報告をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ほかにございませうでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、執行部から何かございませうか。

○大橋防災危機管理課長 資料はございません。今週月曜日に議員の皆様にも御参加いただきましたシェイクアウト訓練ありがとうございました。最終ではございませんが、昨日現在で参加人数1万6,154人の方に参加いただきました。御報告申し上げます。以上でございます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。ほか、執行部からございますでしょうか。

○山口市長公室長 特にありません。

○奥谷委員長 それでは、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○篠塚委員 先ほどの防災の件ですけれども、先日消防のほうで災害派遣をされたと思うのですが、市のほうで能登半島沖にも災害派遣をされているということもあります。これからも災害派遣というのは結構増えてくると思うのですが、ボランティアの場合です、自己完結型ということで、衣食住はもちろん保険も自分で掛けていく、そういう人たちがするんですが、公務の派遣の場合に、その衣食住なり、その時の手当とか、そういうのはどのようになっているのか、お伺いします。

○大橋防災危機管理課長 能登半島の地震の一例で申し上げます。職員の手当ですとか、とりあえず掛かる経費は市の予備費を使わせていただいて、最終的には被災地、あるいは国のほうから支援に要した経費というのは、土浦市のほうに雑入として入ってくるようになってございます。茨城県を通じてというのがほとんどですけれども、そのような手続きを取るものでございます。後は、過酷な状況の中で、実際に寝袋で寝泊まりをした職員もおります。その場合に当たっても、所定の宿泊費が出せるように極力努めるようにいたしました。現在のところ、そういう状況でございます。

○篠塚委員 寝泊まりするとかそういう環境は整えていくわけではなくて、やはり食料などもある程度用意してやるとか、第一次、第二次とかどンドン行くと思うので、その時にそういう環境を整えるとか。また、帰ってきた時に心のケアをするとか、そういうものは準備をされているのでしょうか。

○大橋防災危機管理課長 能登の地震の場合は、一部の職員を輪島市のほうに保健師として派遣したものですけれども、宿泊所が非常に過酷な状況だったと伺っております。とりあえず持っていけるものとしまして、寝袋等もこちらで用意させていただきましたし、一定の備蓄食なども持たせて、現地に伺わせた次第です。できる限りそういった手配をして、今後災害派遣等には、積極的に前向きに関わるようにしていきたいと考えます。

○篠塚委員 大船渡市の場合ですが、消防関連で行かれて本部とか命令系統、指揮系統がやはり変わるとは思いますが、そういうのも含めてですね、どのような体制を整えていたのか、先ほどと同じように衣食住とかその辺の体制はどのようにされていたのか、統一して茨城県で支給していただいたのか、それとも土浦市でそういう独自の支給等があるのかお伺いします。

○堀越警防救急課長 食事に関しましては、指定されたものがありまして、それを各自持っていくというような形です。指揮命令系統に関しましては、茨城県大隊に土浦市は入りまして、茨城県の大隊の指揮のもと活動を実施しました。食事に関しましては、各

自自己負担ということで完結しております。以上でございます。

○篠塚委員 公務で行かれていますよね。ですから、やはりそんな食事とかですね、公務でやるのであれば、派遣した側が全て面倒を見てあげないといけないのか、けがをした場合も公務災害で、全部やってもらえると思いますので、仕事で行くので、普通の勤務と違って、24時間勤務体制になるという考えのもとに派遣をしていかないと、今後どうなのかなあとと思うんですが、その辺りのことは対応などは考えていらっしゃいますか。今回のことで、何か反省があって、改善していくということはあるでしょうか。

○堀越警防救急課長 篠塚議員がおっしゃるように、こちらとしてはいろいろ揃えてあげたいところもあるんですが、やはりなかなか食料とかを揃えるのが難しく、個人に頼っているところがございます。議論というのは毎年行われていまして、来年もおそらく議題に上がって、検討することになると思いますので、篠塚議員の御意見も含めて来年度、また検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○篠塚委員 消防だけの問題ではなくて、市全体で今回総務のほうで保健師とか皆さん行かれたので、土浦市としての考え方として、やはりそこはしっかりしていかないと、今後來ていただくこともあるでしょうし、これからの災害派遣というのは多くなってくると思うので、市の考え方というのをしっかりまとめていただいて、災害派遣に備えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○塚本(哲)総務部長 今回、山火事や地震のほうも派遣要請があったりということで、特に感じたのは、食費の部分が自腹とかそういう部分になってしまうということがありましたので、行く職員に対して負担させるのは、これはなっていないということで、上司の我々もある程度のものを持たせるとかいう形を常にしていたんですね。おっしゃるとおり、そういう制度がほとんどないという状況ですので、消防側のそういう山火事も含めて、防災のほうで今後土浦市としてですね、そういう制度といいますか、そちらを人事の部分のいろいろな制度と併せて確立していきたいというふうに思っております。以上です。

○柳澤委員 今の質問に関連してというか付随してなんですけれども、先ほど篠塚議員からもありましたように、各地に派遣される消防団員の方々というのは非常に強いストレス環境下にあると思うんですが、そういった時の例えば待機時間とか休憩時間もあると思うんですが、それもそういったものは勤務時間には当たらないということになるんですかね。常在戦場みたいな格好にはなると思うんですけれども、行った限りは。いかがでしょうか。

○持丸消防総務課長 消防総務課です。時間外につきましては、消防の場合、24時間体制で行く時間帯によって変わっております。日勤で行く職員もいますし、非番で行く職員もいますし、公休ということで、土日の扱いで行く職員がいますので、その都度派遣によってその時間帯によって手当のほうは変えている状況でございます。ただ、普通に行きますと、時間外っていうのは付けさせていただいて、活動時間ですね、それにプラス災害の手当等というのは通常どおりの手当をつけている状況でございます。

○奥谷委員長 この件に関してほかに何かありますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 私のほうからも、今回能登の関係と大船渡を二つの事例ということでありましたけれども、基本的にその災害派遣というのはもう、時間が無くて、急遽集めて行っていただくというようなこともあると思いますし、現地に行ったら行ったで、お店がやっていないとかですね、そういったところもあると思いますので、なかなか自己完結で職員に負担というところはやはり過酷だと思います。特に第一陣で行かれる場合のきめ細かなサポートですとか、そういったところは内部で全庁的に検討していただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。それでは、以上で付託されました議案等の審査は終了をさせていただきます。執行部の皆様は退席していただいて結構です。長時間にわたり、ありがとうございました。委員の皆様は、協議事項がありますので、引き続き、お残りください。

(執行部退席)

○奥谷委員長 つぎに、協議事項(3)各種委員会等委員の選出に移りたいと思います。まず、土浦市産業文化事業団理事でございます。今までは篠塚委員をお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

(「継続で」との声あり)

○奥谷委員長 では、継続で、そのままということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○奥谷委員長 それでは、篠塚委員、引き続きよろしく願いいたします。つぎに、土浦市防災会議委員でございます。今までは古沢委員、目黒委員の二人をお願いをしてまいりましたが、いかがでしょうか。

(「継続で」との声あり)

○奥谷委員長 では、継続で、そのままということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○奥谷委員長 では、引き続きという声がございますので、古沢委員、目黒委員よろしく願いいたします。つぎに、土浦市廃棄物減量等推進審議会委員でございます。今までは、柳澤委員をお願いをしてまいりましたがいかがでしょうか。

(「継続で」との声あり)

○奥谷委員長 では、継続で、そのままということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○奥谷委員長 それでは、継続でという声がございますので、引き続き、柳澤委員よろしく願いいたします。協議事項は以上となります。以上で、総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。